

令和7年10月定例会

教 育 長 報 告

久喜市教育委員会

資 料 目 次

ア	久喜市議会令和 7 年 9 月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
イ	久喜市議会令和 7 年 9 月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
ウ	器物破損事故における専決処分について・・・・・・・・	2 2
エ	久喜市教育委員会事務局職員の人事について・・・・・・・・	別紙

**ア 久喜市議会令和7年9月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）
について**

発言番号 1－1	通告第 3 号	樋口 智洋 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 通学路の安全対策について

《質問の要旨》

- (1) 報告であがってくる危険箇所は去年と同じ場所なのか。改善した箇所はあるのか伺う。また新規で出た場所に対応できているのか伺う。
- (2) 危険箇所に対して各担当課と連携して対応しているのか伺う。
- (4) 江面地区の東北自動車道側アンダーパスは道幅も狭く危険である。通学路であることを促す看板を設置しているが今後の対応について伺う。

【答弁原稿】

大項目2の(3)と(5)を除くご質問に対して順次ご答弁申し上げます。
はじめに、(1)でございます。

令和6年度に各学校から報告のあった通学路の危険箇所は、194件で、改善済みの箇所は34件でございます。

この194件のうち、新規の箇所は16件ございました。

なお、改善には相当な期間を要するケースが多いことなどから、新規箇所につきましては、当該年度中の改善に至っていないところでございます。

次に、(2)でございます。

各学校から報告のあった通学路の危険箇所については、関係各課に情報共有をするとともに、安全対策の実施について依頼し、連携した対応に努めているところでございます。

次に、(4)でございます。

アンダーパスの道路幅員は構造的な課題が多く、対応は難しいものと考えております。このようなことから、まずは、学校での交通安全教室などの際に、注意喚起をしてまいりたいと考えております。

発言番号 1－3	通告第 6 号	山田 正義 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 新ごみ処理施設の稼働に向けて

《質問の要旨》

(2) リチウムイオン電池の回収要領について

- エ 小中学校で環境学習教材として「リチウム電池リサイクル」を取り上げ、児童・保護者へ同時に周知して意識の向上を図ってはいかがか伺う。

【答弁原稿】

大項目2の(2)のエのご質問に対してご答弁申し上げます。

リチウムイオン電池は、スマートフォンやゲーム機、学習者用端末等、子どもたちにとって身近な製品に使われていることから、リチウムイオン電池リサイクルを教材として扱うことは、環境保全を自分事としてとらえるのに有意義だと考えます。

現在も、理科や技術科、社会科においてリチウムイオン電池について学んでおりますが、環境省が提供している「小型家電リサイクル学習支援パッケージ」などの学習教材を活用し、リチウムイオン電池の仕組みや安全な処分の仕方を学ぶとともに、学んだ内容を家庭で話し合うような機会を設けていただくよう各学校に依頼してまいります。

発言番号 1－4

通告第 9 号

斉藤 広子 議員

《質問事項》

3 学校施設への冷水器等の設置の推進について

《質問の要旨》

- (1) 市内小中学校における冷水器の設置状況(学校別)と今後の整備方針について、現状どのように把握されているか伺う。
- (2) 現在設置の冷水器はPTA寄贈が中心ですが、市として冷水器の設置・更新を計画的に進める考えはあるのか伺う。
- (3) さいたま市のように民間企業と連携し、水道直結型の給水器を無償導入するなどの仕組みづくりや、脱プラやSDGsの観点から環境政策と連動した整備は検討できないか伺う。
- (4) 今後、猛暑への備えと児童生徒の健康確保のために、冷水器設置を計画的・段階的に拡大していく方針はあるのか、子どもたちの命と健康を守るうえでも、冷水器の整備は贅沢品ではなく、基本的なインフラと捉える必要があります。福祉・教育・防災・環境と多面的な観点から、今こそ市として整備の方針を明確にし、前向きな対応を伺う。

【答弁原稿】

大項目 3 のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) と (2) は関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

各学校の冷水器の設置状況につきましては、青毛小学校に 2 台、三箇小学校に 1 台、桜田小学校に 4 台、東鷺宮小学校に 3 台、久喜中学校に 3 台、久喜南中学校に 4 台、久喜東中学校に 5 台、鷺宮中学校に 3 台、合計 25 台が設置されており、これらは、1 校を除き P T A が設置したものでございます。

現在設置されている冷水器では、一度に複数の利用が重なった場合に給水が止まるなどの課題もあり、市で、全校に設置するという方針には、至っていないところでございます。

次に、(3) と (4) は関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

現在、学校では、外壁改修工事や屋上防水工事など、多くの課題がありますことから、緊急性や優先度を考慮し、各種事業を実施しているところでございます。

このような中、冷水器の設置につきましては、昨今の著しい猛暑を踏まえまして、必要性が高まっている状況にあると認識しております。

このことから、冷水器の設置につきましては、今後に向け、調査研究を進めてまいりたいと考えており、その際には、さいたま市の事例を参考にしていまいります。

発言番号 1－5	通告第 7 号	榎本 英明 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

3 久喜市内の小中学校エアコン等の今後について

《質問の要旨》

- (1) 久喜市内小中学校エアコンは、リース契約だが期間はいつまでか。
- (2) 現在のリース契約終了後の久喜市の考え方は。
- (3) 小学校の体育授業はどのようなカリキュラムか。義務教育学校以外の体育授業は今後どのような指導を考えているか。小学校体育館エアコン設置の考えを伺う。

【答弁原稿】

大項目 3 のご質問に対して、順次、ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

現在、市内の小中学校の教室に設置しているエアコンのリース期間につきましては、平成 28 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までとなっております。

次に、(2) でございます。

現在のリース契約終了後は、エアコン機器が無償譲渡されることとなっており、資産の有効活用の面からも、当面の間は、必要に応じてメンテナンス等を実施しながら現在の機器を使用してまいりたいと考えております。

次に、(3) でございます。

各学校では、暑さ指数をもとに、教育活動の実施の可否や、その実施内容を判断しており、活動を中止する場合には、活動可能な日時に変更しております。

今後につきましても、児童生徒の安全を第一に、各学校において教育活動を計画してまいります。

次に、小学校の体育館エアコン設置につきましては、現在進めている中学校の設置工事が完了した後に、使用状況や、省エネ化などについての検証を行う必要があるものと認識しております。

その後、検証結果を踏まえ、より効率的な設備内容となるように、仕様等についての検討を進めてまいりたいと考えております。

発言番号	1－6	通告第	10 号	新井 兼 議員
------	-----	-----	------	---------

《質問事項》

2 奨学金返済支援を強化し、子どもの進学機会を保障すべき

《質問の要旨》

- (2) 入学準備金・奨学金の貸付状況について、高等学校・専修学校・大学の区分別に、令和6年度の貸付件数、貸付金額並びに返済状況を伺う。また近年の貸付状況の傾向について、どのように分析しているのか、教育委員会の所見を伺う。
- (3) 現行の入学準備金・奨学金の貸付制度は、貸与型であるため返済義務があるが、一定条件化で返還を減免する仕組みの導入を検討すべきと考えるが、教育委員会の見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目2の(2)と(3)のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(2) でございます。

入学準備金の貸付につきましては、高等学校が0件、専修学校が1件、50万円、大学が0件でございました。

次に、奨学金につきましては、高等学校が0件、専修学校が1件、36万円、大学が7件、108万円でございました。

また、入学準備金と奨学金をあわせて、令和6年度中に、51件、532万

1, 400円の返済がございました。

なお、近年の貸付状況につきましては、年度によって異なりますが、令和6年度は大きく減少したところでございます。

次に、(3)でございます。

入学準備金等の償還が卒業後の負担になっていることは、新聞等で広く報道されているところでございます。

世帯収入などによる条件はありますが、日本学生支援機構による給付型の奨学金がございましたので、こうした制度を周知するとともに、近隣自治体の実施状況を調査研究してまいりたいと考えております。

発言番号 2-1	通告第 4 号	田村 栄子 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

4 小・中学生学力の大幅低下問題とその捉え方は

《質問の要旨》

国の「経年変化分析調査」の結果が今年7月31日に公表され、前回の2021年度より全教科で成績が下がった。下げ幅が大きく、識者等に深刻な結果との認識もある。これを見て久喜市の小中学生の学力はどのようなものか、以下伺う。

- (1) 小学6年生全般の学力はどのようなものか。
- (2) 中学3年生全般の学力はどのようなものか。
- (3) 各学校にもよることは承知しているが、全国的に学力が下がっている事実を久喜市はどう受け止めているか。
- (4) 全国の抽出した児童生徒の成績を文科省が、どのように久喜市に伝えているか。
- (5) 子どもの将来を見据えて若年からの学力向上を十分に考えておくことが大事である。これについて考えを伺う。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)と(2)は関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

文部科学省が、全国学力・学習状況調査とは別に、難易度が同じ問題で小学6年生と中学3年生の学力の変化を調べるために、令和6年度に実施した「経年変化分析調査」は、全国から抽出された学校のみが実施しています。本市からも対象となった抽出校は数校ございますが、市町村ごと、また学校ごとの結果は公表

されていません。

そのようなことから、令和３年度と令和６年度の「全国学力・学習状況調査」の本市の小学６年生、中学３年生における正答率の全国平均との比較を用いて、本市の状況を申し上げます。

本市の全国学力・学習状況調査の令和３年度と令和６年度の結果を比較しますと、小学６年生は、国語・算数とも令和６年度の方が高くなっており、中学３年生は、国語が令和６年度の方が高くなっております。そのようなことから学力調査そのものが違いますので単純な比較はできませんが、低下していないものと受け止めています。

次に、（３）でございます。

学力の保証は学校の使命であり、学力低下は、学校教育の根幹を揺るがしかねない重要な課題と受け止めています。令和６年度に調査を受けた小学６年生、中学３年生は、新型コロナウイルスによる長期休校などにより学習保障が不十分であったために、既習事項が十分身に付いていないことや、ＩＣＴ環境の利活用が進んでこなかったことなどが全国的な学力低下の要因となったものと考えます。本市においては、これまでの取組の充実を図るとともに、各種調査の分析を丁寧に行い、児童生徒一人一人に寄り添いながら確かな学力の向上に努めてまいります。

次に、（４）でございます。

今回の調査結果については令和７年８月８日付で文部科学省から通知され、学校にも周知したところでございます。児童・生徒に対する調査からは「小学校国語・算数、中学校国語・英語についてスコアの低下が見られたこと」や「中学校英語を除いて、社会経済的背景が低い層の方がスコアの低下が大きいこと」、保護者に対する調査からは「学校外での勉強時間が減少していること」や「テレビゲーム、スマートフォンの使用時間の増加が明らかになったこと」が今回の結果から見られる問題とされ、これらを踏まえ、学習指導の充実、学習習慣・生活習慣の確立、保護者の支援、教師を取り巻く環境整備を教育委員会や学校で講じるよう通知しています。

次に、（５）でございます。

児童生徒の学力向上は大変重要な課題であり、これまでの日本が得意としていた科学技術分野の発展の基盤となります。本市では、これまでも「ＡＬＬ Ｋ Ｕ Ｋ Ｉ 教育改革プロジェクト」の中で、「久喜市本気・本樹の学力向上プロジェクト」並びに「久喜市版未来の教室構想」を中核に学力向上に取り組んでまいりました。

これらの取組の中には、ＳＴＥＡＭ教育の推進や探究的な学びの充実など、今般、文部科学省が発出した通知に示された工夫よりもさらに発展的な内容になっていると受け止めています。しかしながら、テレビゲームやスマートフォンの

長時間使用等は本市の課題でもありますので、これらの改善に向けた取組の強化や、次期学習指導要領の改訂に向けた議論を参考に、一層の充実に努めてまいります。

発言番号 2－2	通告第 2 号	丹野 郁夫 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

1 学校の防犯対策

《質問の要旨》

学校の防犯対策等について、現状の対策や実施状況を伺う。

- (1) 防犯カメラの設置に関する考え方。(設置箇所、台数等)
- (2) インターフォンの設置状況
- (3) 警備員、安全監視員の配置状況。
- (4) 不審者侵入時を想定した防犯訓練。
- (5) 登下校時の防犯対策。
- (6) 夜間の盗難対策
- (7) 教職員の校内犯罪対策。
- (8) 子ども同士で発生するトラブル対策。
- (9) 保護者による過度なクレーム対策。
- (10) 学校内で事件性のある警察通報案件は過去にあるか。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

防犯カメラにつきましては、市内全ての小中学校において、人の動きの集中する出入口及び昇降口が写る位置に、原則として各校に4台設置しております。

次に、(2)でございます。

インターフォンにつきましては、小学校21校のうち10校、中学校10校のうち1校に設置しております。

次に、(3)でございます。

学校への不審者侵入を防ぐため、市内全ての小学校に安全監視員を1名ずつ配置しております。

次に、(4)でございます。

不審者を想定した防犯訓練については、危機管理マニュアルに基づき、日頃から児童生徒の避難誘導・避難場所・避難経路を確認するだけでなく、警察署員を招聘するなどして全小・中学校で不審者対応避難訓練を実施しています。令和7

年５月に立川市の小学校で発生した事件を受け、訓練の際に、複数での侵入を想定することなど、危機管理マニュアルの見直しを行っています。

次に、（５）でございます。

登下校中の防犯対策については、「子どもを極力一人にしない」を基点に、子どもの危険を回避するため、地域の登下校ボランティアやスクール・ガードリーダーの協力をいただいています。また、子どもの危険予測、危機回避能力を高めることが重要であるため、警察等による防犯教室の実施や「こどもレディース１１０番の家」の活用、防犯ブザーの使用などを指導しています。

次に、（６）でございます。

夜間の盗難対策につきましては、業務委託による機械警備システムを導入しており、不審者の侵入など異常を検知しますと、委託先の警備員が即座に駆け付けることとなっております。

次に、（７）でございます。

最近相次いでいる教員による児童生徒に対する盗撮事件や体罰・暴力行為は許されない行為であります。各学校では「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」など法令の遵守を徹底するとともに、校内の点検を細かく実施するなどして、犯罪が起こらない環境づくりや、校内「倫理確立委員会」や服務等の研修を通してのコンプライアンスの徹底に努めています。

次に、（８）でございます。

子ども同士で発生するトラブルについては、未然防止と発生した場合の迅速な対応、関係者の連携が重要であります。各学校ではトラブルを未然に防ぐため、社会性やコミュニケーションスキルの指導を行っています。また、トラブルが起きてしまった場合は、正確な情報収集により、公平な対応をするとともに、必要によってはスクールカウンセラーや教育相談員と連携しております。特に、いじめが疑われるような問題については、解決後のモニタリングを重視しています。

次に、（９）でございます。

保護者による過度な要求については、保護者の主訴を捉える、管理職に速やかに報告する、複数の教職員で対応する、記録を取るなど、マニュアルに基づいた対応をしています。なお、暴力や威圧する言動等、不当な手段による要求に対しては警察に通報すること、解決が困難な事案は教育委員会への報告や、県が配置しているスクールロイヤーを活用することとしています。

次に、（１０）でございます。

これまで児童生徒間や対教師暴力行為により警察に通報した事案は数件ございます。一方、保護者等の過度な要求等について警察に通報した事案はございません。

今後も、児童生徒や教職員の安全を第一に、必要な場合には速やかに警察に通報し、連携して対応してまいります。

発言番号 2－4	通告第 13 号	瀬川 泰祐 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

1 部活動の地域移行の課題整理と提案

《質問の要旨》

部活動の地域移行は、子どもたちに多様な活動機会を提供し、地域人材を活用するという点で一定の可能性を秘めていますが、実施段階ではさまざまな課題が浮かび上がってきています。本市においても手探りの中で実証実験が進められていますが、地域の実情を踏まえた柔軟かつ持続可能な仕組みが本当に構築されつつあるのか、今こそその実態を検証する必要があると考えています。

部活動の地域移行が、単なる制度の変更にとどまるものであって良いはずはありません。今後、地域がどのように教育に関わっていくのかという根本的な問いに対し、明確な方向性を示した上で、地域との協力体制を構築していくべきと考えます。以下の観点から質問いたします。

- (1) 「生徒が主役の部活動改革」とは、具体的にどのような環境を指すのか、市の見解を伺う。
- (2) 地域クラブ活動の運営主体とは、具体的にどのような団体・個人を指すのか。市が想定する「運営主体」の定義を伺う。
- (3) 運営団体や指導者に求める基準について、市の考えを伺う。
- (4) これまでの地域移行において、具体的にどのような成果があり、移行後の活動についてどのように評価しているのかを伺う。
- (5) 地域クラブ側の運営財源について、市はどのような考えを持っているのか伺う。
- (6) 地域クラブ側のリスクに対し、誰がどのように責任を持って対処していくのか、市の見解を伺う。
- (7) 保護者負担の観点からは、費用負担の増加や活動場所が遠方になることへの不安などの懸念に対して、市はどのような対策を講じるのか伺う。
- (8) 地域移行後は、従来の「学校開放」の仕組みを利用する想定か。あるいは地域クラブ活動に対して特別な扱いを検討しているのか、市の方針を伺う。

【答弁原稿】

大項目1の(9)と(10)を除くご質問に対して順次ご答弁申し上げます。
はじめに、(1)でございます。

部活動は、単に競技力や体力の向上だけでなく、社会性や協調性などの成長に有効な活動であります。近年、生徒数の減少や顧問を担う教員が少なくなった

ことから、これまでのような活動を維持することが困難になり、今般の部活動の地域移行・地域展開を国主導で進めています。

本市では、現在ある部活動の実施主体を地域に移行するだけでなく、生徒からの意見等を参考に、専門的な指導を受けられる地域クラブや時代に対応した新たなクラブの創設に努めています。

また、コミュニティ・スクール以来、「地域の子どもは地域で育てる」の考えが浸透していることから、地域クラブ活動についても地域の皆様に担っていただく方向で進めることとし、基本方針を「生徒が主役の部活動改革ー地域の子どもは地域で育てるー」としたところでございます。

次に、(2)でございます。

現在は国の実証事業として行っておりますので、本市の地域クラブ活動の運営主体については、実証事業の趣旨や久喜市部活動ガイドラインを遵守し、本事業に賛同することを要件に、生徒や学校のニーズと適合した個人・団体に、委嘱または委託を行っております。

地域クラブとして認定する要件として、活動の目的や理念、活動時間・休養日、会費、指導体制、安全確保などを定義する必要がありますが、現在、国の「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」において議論されており、今後、国としての考え方が示されるとのことですので、本市においてもその内容を踏まえて検討してまいります。

次に、(3)でございます。

地域クラブ活動は、生徒を中心に考え、豊かで幅広い活動が実現されるよう、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要でありますので、指導者には、専門的な指導ができることに加え、参加者が中学生であることを踏まえた適切な教育的な対応ができることを求めています。

実証段階の現状においては、「久喜市中学校部活動ガイドライン」を準用し、個人の指導者を委嘱する際には、面接を行い、地域クラブ指導者としての心構えや、コンプライアンスなどを確認しております。団体に委託する際にも同様に、仕様書の中で「久喜市中学校部活動ガイドラインに準拠すること」を規定しております。

今後については、国から示される方針等を踏まえ、地域クラブに対するガイドラインを策定する予定でございます。

次に、(4)でございます。

現在、バスケットボール、バレーボール、サッカー、ソフトテニス、卓球、剣道、バドミントン、吹奏楽といった従来の部活動にあった活動に加え、ダンス、トランポリン、eスポーツ英会話などの新たな活動を行う地域クラブが設立され、実証に取り組んでおります。

令和6年度に地域クラブに参加した生徒及び保護者に聞き取りを行ったところ、生徒からは「専門的な指導が受けられて良い」「学校の部活動にない種目を経験できて嬉しい」等の声が聞かれ、生徒が望む活動に取り組むことができていることに成果を感じております。また、保護者からは、「子どもたちが活動できる場があることがうれしい」「専門的な指導が受けられて子どもたちのためになる」等の声をいただいております。一方、「現在は保護者が負担する費用はないが、今後どうなるのか心配」といった声もありましたが、概ね地域クラブに参加した生徒や保護者からは高く評価いただいていることから、生徒が主役の部活動改革として本事業が十分成果を上げているものと受け止めております。

次に、(5)でございます。

地域クラブを運営する財源については、現在は実証事業として行っていることから、参加費は徴収せず、国からの委託金を財源として、個人を指導者として委嘱し運営しているクラブについては、公費で謝金を支払い、委託しているクラブに対しては、必要経費を計上していただき審査したうえで契約しております。

今後は、公費に加え受益者が負担する会費によって財源を確保していく体制を想定しておりますが、このことについても、現在、国において受益者負担と公的負担とのバランス等、費用負担の在り方や受益者負担の金額の目安等が議論されております。国・県・市で支え合うことが重要であると考えますので、受益者負担と公的負担とのバランスを整えることができるよう、国が示す方針等を注視してまいります。

次に、(6)でございます。

活動中の事故や怪我については、「スポーツあんしん保険」への加入をするとともに、事故等が発生した場合は、指導者が応急処置や救急対応、保護者への連絡などを行うこととなっております。

生徒間のいじめ等については、指導者が平日の部活動指導者と情報共有しながら参加生徒の理解を深め、未然防止に努めるとともに、万が一いじめ問題が発生した場合には、関係生徒に聞き取りをしたうえ、必要に応じて学校や保護者等と連携して問題の解決を図ることとしています。

指導者のハラスメントについては、事前の研修により未然防止に努めておりますが、発生した場合は、指導者を委嘱した教育委員会あるいは当該地域クラブの代表において、適切に対応してまいります。

教員の異動に伴う影響については、地域クラブにはできるだけ複数の指導者を配置し、兼職兼業によって指導を行っている教員が異動した場合にも活動が継続できるよう努めています。また、教員の異動によって廃部にならないためにも、できるだけ教員以外の地域の方に指導者としてお願いしたいと考えています。

次に、(7)でございます。

保護者の費用負担については、地域クラブの運営に係る費用を考慮したうえで、できるだけ安価に設定したいと考えておりますが、このことについても、今後、国において受益者負担の金額の目安を示すとのことですので、それを踏まえ検討してまいります。併せて、家庭の経済的背景が生徒の参加を左右することのないよう、困窮する世帯の生徒への支援についても、検討してまいります。

地域クラブの活動場所につきましては、主に学校を会場とすることを想定しております。活動場所への移動が遠方になる場合には、原則として自転車や保護者による送迎をお願いしています。

次に、(8)でございます。

国は、部活動が移行した後の地域クラブは学校教育から社会教育になるとしておりますことから、地域クラブに移行後は学校開放に組み込まれることとなりますが、施設の利用は地域クラブが優先されることを想定しております。

発言番号 3-1	通告第 5 号	貴志 信智 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

1 合併15周年記念タウンミーティングにおける発信内容を確認する

《質問の要旨》

- (1)「令和9年度にはすべての学校において、校舎の屋上防水も含め、必要な工事が完了するよう取り組む」と表明している。市民に発信した期限に間に合うように、全ての学校において屋上防水も含めた改修が進むのか伺う。

【答弁原稿】

大項目1の(1)のご質問に対してご答弁申し上げます。

教育委員会では、こどもたちが安全で安心して学ぶことのできる教育環境の確保が必要と考えております。

特に緊急性の高い外壁改修工事につきましては、現在整備を進めております、義務教育学校を除き、改修が必要なすべての学校において、令和8年度までに、工事を完了させる予定でございます。

また、屋上防水改修工事につきましては、令和9年度までに、工事を完了させる予定でございます。

発言番号 3-1	通告第 5 号	貴志 信智 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 小中学生が参加する公的行事の費用は公費で賄うべき

《質問の要旨》

久喜市教育研究会は、久喜市立小中学校の教職員で構成する任意団体であり、研究会の活動資金は主に教職員からの会費と市からの助成金である。

- (1) 小中学生が参加する行事の開催費用は、事実上、教職員の私費で運営されている。今後は久喜市が公費で負担すべきと考える。市の見解を伺う。
- (2) 研究会の決算資料を見ると、繰越金が多額である。助成金を交付するにあたって繰越金残額をどのように評価したのか伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

教育研究会は、戦後の教育が大きな転換期を迎える中、教職員が自主的に各教科・領域の授業の在り方等を研究・研修することを目的に発足した任意の団体ですが、この活動は教職員の資質向上や専門性の向上につながるものであることから、校務の一環として教育委員会が活動を承認し支援するようになった経緯がございます。

久喜市教育研究会も同様の経緯で発足しておりますが、教職員自身の研修研鑽だけでなく教科等の部会においては、小・中学校音楽会や図工美術展、硬筆展や書きぞめ展、小学校陸上競技大会などを開催し、児童生徒の日々の学習成果を発表する場、切磋琢磨する場としての役割を担っています。

一方、その運営に係る人的な負担や費用負担の課題があることから、教育委員会では、週休日等で開催する場合は、教職員の「勤務の振替」を認めることとし、また開催にかかる経費についても久喜市教育研究会と協議し、公費で賄うもの、例えば音楽会や小学校陸上競技大会におけるバスの借上費用や、体育館などの会場借上費用などについては公費で賄っております。今後も、公費負担を含め、小中学生が参加する活動について久喜市教育研究会と連携してまいります。

次に、(2)でございます。

久喜市教育研究会において繰越金が多い要因は、コロナ禍において、授業研究会を対面からオンラインに変更したり、各種展示会等を中止したり縮小したりしたことによるものでございます。助成金の適正な交付額については、任意団体として自主的に実施する研修事業と、小中学生の学びを充実するために開催す

る事業等、公費で賄うべき事業について久喜市教育研究会と協議し、今年度の助成金については繰越金も考慮して減額したところでございます。

発言番号 3－6	通告第 19 号	猪股 和雄 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

- 6 「冷却背当てパッド」を、全小学生にプレゼントし、学校にも冷却用冷凍庫を設置していただきたい

《質問の要旨》

温暖化（熱帯化）の中で、小学生の身体的負担軽減と熱中症予防のために、ランドセルに取り付けて使う「冷却背当てパッド」を、全小学生にプレゼントし、学校にも冷却用冷凍庫を設置していただきたいが、いかがか。

【答弁原稿】

大項目6のご質問に対してご答弁申し上げます。

通学中の熱中症対策といたしましては、各学校において、日傘やネッククーラー、冷感タオル等の使用を保護者に対し推奨しているところでございます。

ランドセルの冷却パッドにつきましては、日傘などと同様に、各家庭でご用意いただくものと考えております。

発言番号 4－1	通告第 12 号	園部 茂雄 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

- 1 学校医・学校歯科医等の報酬水準の適正化について

《質問の要旨》

- (1) 埼玉県内の学校医・学校歯科医の報酬額について、最高額・最低額・平均額を踏まえたうえで、久喜市の報酬額が県内においてどの位置にあるのか、具体的な順位および現状について伺います。
- (2) 久喜市において学校医・学校歯科医の報酬が最後に改定されたのはいつか。また、それ以降、どのような協議・検討が行われてきたのか、経緯と内容について伺います。
- (3) 社会情勢を踏まえ、児童・生徒の健康管理体制の維持・強化の観点から、学校医・学校歯科医の報酬改定を行うべきと考えますが、市の見解を伺います。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

初めに、(1)でございます。

学校医につきましては、令和7年度、県内40市の中で最高額は、29万7,800円、最低額は7万7,000円、

平均額は、18万6,679円でございます。

本市の順位は、県内40市中、32番目でございます。

学校歯科医につきましては、最高額は、29万1,000円、最低額は7万7,000円、平均額は、17万5,173円で、本市の順位は、県内40市中、31番目でございます。

次に、(2)でございます。

現在の学校医及び学校歯科医の報酬は、合併時に、旧久喜市の報酬額に合わせたものでございます。それ以降、他市との比較など、検討は行ってきたところですが、見直しには至っていないところでございます。

次に、(3)でございます。

報酬額につきましては、他団体と比較して低いことや長期間、見直しをしていないことから、改定の課題があるものと認識しております。

発言番号 4-2	通告第 18 号	成田 ルミ子 議員
----------	----------	-----------

《質問事項》

4 学校施設の環境整備

《質問の要旨》

学校施設の環境整備について伺う。現在、ある市内中学校の校庭の様子を見ると鉄棒の下やテニスコートの中央に雑草が繁茂している。こうした状況を放置してある現状に疑問を感じている。

学校の環境を整えることは、自らの学びの場を大切にはぐくむ教育機会である。ましては運動部の先徒が運動前に環境を整えることは、競技をすることと同様に大切なことではないのか。

公費による委託と、生徒も自ら進んで環境を整えることをバランスよく行うべきではないか。教育委員会の見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対してご答弁申し上げます。

児童生徒が学びの場を自ら整えることは、公共性や、協調性を育む貴重な教育機会となることから、各学校において児童生徒が主体的に環境整備に関わる機

会を設けているところでございます。

また、児童生徒だけではなく、教職員や学校業務員による日々の管理のほか、地域ボランティアの方々や久喜市建設産業懇和会の除草ボランティアによる除草作業を適宜行っております。

近年の温暖化や降水量の増加の影響により、草の繁茂する夏の時期に除草が追い付かない状況があることや、中学校では校庭を使用する運動部が少なくなっていることから、「親子除草」の実施やボランティアによる作業と公費対応の適切な役割分担を検討するとともに、児童生徒が環境整備に関わる機会を大切にするよう学校に依頼してまいります。

発言番号	4－3	通告第	21	号	春山 千明 議員
------	-----	-----	----	---	----------

《質問事項》

3 市民大学、市民大学大学院および高齢者大学の活動は活発にPRすべき

《質問の要旨》

- (1) 市民大学、市民大学大学院、高齢者大学は生涯学習において貴重な学びの場であるが、その活動が広く知れ渡っているとは思えない。現状と認識を伺う。
- (2) 市民大学、市民大学大学院、高齢者大学のHPを充実すべきだが以下伺う。
 - ア HPで活動の様子を掲載し、広く周知することで学生の確保にもつながると考えるがいかがか。
 - イ 市民大学大学院の発表論文等をHPに掲載することにより、学生同士の情報共有が図られ、新たな知見を次の研究にもつなげることができ、それが市の発展にも寄与していくものとする考えるがいかがか伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

市民大学、市民大学大学院及び高齢者大学につきましては、近年、入学者数が少ない状況が続いていることを踏まえ、と広報活動が重要であると考えております。

そのため、公開講座や入学前の事前説明会を開催するなど、広く市民への周知に努めているところでございます。

次に、(2)のアでございます。

各大学のホームページにつきましては、講義や行事の様子を掲載しているほ

か、ケーブルテレビ久喜の公式Y o u T u b e チャンネル「きゅーちゃんねる」とリンクし、講義風景などの動画もご覧いただけるものになっております。

多くの皆さまに広く周知をすることは、とても大切なことと考えておりますことから、今後も、市民の皆さまにより関心を持っていただけるよう、内容の更なる充実に努めてまいります。

次に、イでございます。

研究論文等を発表し、その成果を共有することは、学生同士や次の世代のさらなる探求につながるものと考えております。

この研究論文等をホームページに掲載することにつきましては、市民大学大学院生の意見等を伺うとともに、著作権法にも留意しつつ、検討を進めてまいりたいと考えております。

発言番号	4－3	通告第	21	号	春山 千明 議員
------	-----	-----	----	---	----------

《質問事項》

- 4 「久喜市ゆかりの偉人」を観光資源として久喜市の魅力を広く周知し、久喜市の観光発展につなげるべき

《質問の要旨》

- (1) 「久喜市の偉人」としてホームページを検索すると13名の偉人の紹介があるがその掲載根拠を伺う。
- (2) 広報くき「久喜歴史だより」に登場の方々は久喜市の偉人としてHPに掲載しても良いのではないかと考えるがいかがか。

【答弁原稿】

大項目4の(3)を除くご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

久喜市ゆかりの偉人としてホームページに掲載されている13名につきましては、平成13年度に、埼玉県が県内の市町村を対象に実施した「埼玉ゆかりの偉人調査」において、合併前の各市町が代表する偉人として県に提供したものを引き継ぎ、その後、一部追加して掲載しているものでございます。

次に、(2)でございます。

広報くきに連載している「久喜歴史だより」では、郷土の歴史や文化財に関する情報を紹介しております。

この「久喜歴史だより」で紹介した方々の中で、久喜市にゆかりのある偉人と言えるにふさわしい方につきましては、今後、市ホームページに適宜掲載してまいりたいと考えております。

発言番号 4-4	通告第 22 号	川辺 美信 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

4 鷺宮西小中学校の設置と教職員負担への配慮について

《質問の要旨》

- (1) 現在の鷺宮西中、鷺宮小、上内小の教職員数と、鷺宮西小中学校に配置される教職員数について。
- (2) 特別支援の必要な児童・生徒への対応について。
- (3) 2026年度の児童生徒予定数に対して想定しているクラス編成について。
- (4) 義務教育学校では、教科担任制の導入にどのような対応するのか。
- (5) 義務教育学校ならではの学校行事をどのように想定しているのか。
- (6) 久喜市で経験してきた統廃合を踏まえて鷺宮西小中学校ならではのメリットを最大限生かすために参考とする事例があったか。
- (7) 鷺宮西小中学校の開校にあたって、先進事例として参考とした他市の義務教育学校について。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

令和7年度配置されている県費負担教職員数は、鷺宮小学校が19人、鷺宮西中学校が14人、上内小学校は廃校のため教職員の配置はございません。開校予定の鷺宮西小中学校に配置される教職員数は、小学校分と中学校分を合算した教職員数になりますので、33人となる予定でございますが、これに、統合等による加配教員が加わる予定でございます。

次に、(2)でございます。

特別な支援が必要な児童・生徒への対応ですが、特別支援学級の設置及び教員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「埼玉県市町村立小・中学校県費負担教職員配当基準」に基づき編制されることから、これまで同様の支援ができる状況でございます。なお、本市が配置する教育活動指導員支援員についても、支援の必要な児童生徒に応じて配置する予定です。義務教育学校としての利点を活かし、支援の必要な児童生徒にも、第1学年から第9学年まで切れ目ない支援を行うとともに、教室配置や施設面についても工夫をしております。

次に、(3)でございます。

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準

に関する法律」及び「埼玉縣市町村立小・中学校県費負担教職員配当基準」の規定に基づき編制されることから、義務教育学校となりましても同様となります。

次に、(4)でございます。

教科担任制については、高い専門性が求められる教科を中心として、3年生から教科を特定して導入することを検討しております。これまで中学校で指導していた教員が、前期課程の児童への指導にも関われる状況となることから、教員の担当する持ち授業時数については、小学校教員と中学校教員間で一定程度平準化されることが期待されますし、教科の専門性を活かした教科指導が行われますので、児童生徒の学力の向上につながるものと考えております。

次に、(5)でございます。

学校行事については、義務教育学校の利点を活かし、全校で運動会や避難訓練、音楽会を行うなど、異学年交流活動の充実を図る計画です。

また、小学校の卒業式や中学校の入学式に代わる行事として「前期課程修了式」「後期課程進級式」を行い、人生の節目を祝うとともに、お世話になった方々への感謝の気持ちや次のステップへ向けた新たな志をもてるような学校行事を実施することを想定しております。このような行事におきましても、前期課程の教員と後期課程の教員が協力して準備・実施にあたることから、一人あたりの業務量は軽減されるものと考えております。

次に、(6)でございます。

鷺宮西小中学校の開校に向けては、江面第一小学校と江面第二小学校や、菖蒲中学校と菖蒲南中学校の統合等の経験から、地域の願いや思いに寄り添いながら、地域とともに新校を創り上げていくことが重要であると考え、保護者・地域住民・関係学校の職員・本市の関係課職員等が時間をかけて丁寧に協議を重ねてまいりました。その際、児童生徒間の良好な人間関係づくりの取組み、学校運営協議会やPTAの在り方などを含めた保護者間の連携の在り方、さらには統合前の伝統を継承した上で新たな学校としての誇りと自信を生み出すための取組みなどが参考になったと考えます。

次に(7)でございます。

これまで、下野市立南河内小中学校やつくば市立みどりの学園義務教育学校、太田市立北の杜学園など6校を視察してまいりました。その中で、参考となった事例としては、学びの質を高める異学年交流で、年上の生徒が年下の児童をリードする形でリーダーシップや思いやりの心を育んでいる活動や、後期課程の教員が前期課程の授業を行う際の配慮事項、9年間の教育課程を編成する際に配慮すべき事項などが参考になっております。また、施設面においても、年齢に差がある子どもたちが安全に学校生活を送れるよう、教育活動を行う場所のすみ分けをすること、第1屋内運動場に加えて第2屋内運動場を設置することで低学年の児童が自由に使える場を確保することなどを参考にしております。さら

に、前期課程と後期課程の図書室の間に創造的な活動を行う学習空間であるラーニングコモンズを設置し、協働的な学びが生まれるような場を設けることも参考にいたしました。

イ 久喜市議会令和7年9月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

久喜市議会				教育委員会 審議等状況
議案番号	件名	上段：上程年月日 下段：議決年月日	議決結果	
議案 第35号	令和6年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について	令和7年9月1日 令和7年10月1日	認定	—
議案 第44号	令和7年度久喜市一般会計補正予算（第6号）について	令和7年9月1日 令和7年10月1日	可決	令和7年8月定例会 教育長報告イ
議案 第56号	財産の取得について（久喜市立小・中学校学習用端末）	令和7年9月1日 令和7年10月1日	可決	令和7年8月定例会 議案第39号

ウ 器物破損事故における専決処分について

器物破損事故における専決処分について

久喜市鷺宮中央二丁目地内での器物破損事故が発生しました。車両の修理代としての損害賠償額が確定しましたので、次のとおり報告します。

- 1 事故発生日 令和7年5月14日（水）
- 2 事故場所 久喜市鷺宮中央二丁目地内
- 3 事故の原因結果状況
令和7年5月14日（水）午後1時20分頃、久喜市鷺宮中央二丁目地内の交差点において、職員が公用車で右折したところ、左折してきた相手方の乗用車に接触し、車体の一部（右前方部分）を破損させた。
- 4 損害賠償額 210,104円
- 5 専決年月日 令和7年10月2日（木）

教育長報告エ 「久喜市教育委員会事務局職員の人事について」につきましては、人事案件であるため非公開です。